

事例3 高裁で勝訴確定し難民認定された事案の異議棄却理由

1(1) あなたは、本国において、1988年の反政府デモに参加したり、集会でスピーチを行ったりしたほか、1989年には学生連盟に参加するなどの政治活動を行ったこと、現にあなたの自宅が搜索を受けたことがあることを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの供述を前提としても、あなたの母親が「今後娘を政治活動に参加させない」旨の誓約書を書いたことにより、その後拘束を受けて取り調べられることもなく、高校に復学したというのであって、その後、あなたが、高校を中退して美容室を経営し、平穩に生活した上、1995年に自己名義旅券を取得し、1998年までに、自ら出向いて6回の旅券の有効期間許可を受け、10数回にわたり出帰国を繰り返していることなども併せ考慮すれば、少なくとも最後に出国した時点において、本国政府があなたを反政府活動家として注視していたとは考えられず、迫害を受けるという客観的・具体的な危険性があつたとは認められません。

(2) あなたは、タイから本国に向け、反政府組織の書類の運送等を手伝ったことを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの供述を前提としても、その内容はせいぜい上記程度にすぎず、上記(1)のとおり、自己名義旅券を行使して10数回に及び出帰国を繰り返していることも併せ考えれば、あなたに対し、本国政府が殊更反政府活動家として関心を寄せるとは考えられず、迫害を受けるという客観的・具体的な危険性は認められません。

(3) あなたの出国の動機をみても、あなたは、「美容の勉強と観光を兼ねて来日し、帰国することも考えていたため表立った政治活動は避けていた」旨主張しているのであって、現に本邦入国後も、特に合理的な理由もないまま、5年以上も難民認定申請を行っていないことなどからすれば、迫害への恐怖から本国を出国したものと認められません。

(4) あなたは、本邦において「D●●●」なる団体に加入し、密かに活動していること及び国民民主連盟(解放区)日本支部(NLD(LA)JB)に加入し、反政府的集会で歌や踊りを披露するなどの政治活動を行っていることを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、「D●●●」なる団体については、原処分に係る調査において、「活動拠点となるべき事務所はない」、「構成メンバーが何人いるのか知らない」、「リーダー格以外のメンバーに会ったことはない」等と述べており、これらの供述からは同団体の存在自体に疑義があります。仮にあなたの供述を前提としても、あなたが本邦で実際に行った活動は、秘密裏に文書を運搬したといった機械的労務にすぎません。

また、あなたのNLD(LA)JBにおける活動をみても、継続して主導的な立場にあるとは認められませんし、芸能を通じた政治活動についても、あなた自身が著名な歌手や舞踊家というわけでもなく、集会においても一参加者として活動しているにすぎません。

そもそも現在、海外で多数のミャンマー人が政治活動を行っている実態を踏まえれば、反政府活動全体に影響を及ぼして活発化させるおそれのある活動家であれば格別、そうでないあなたのような者にまで、ミャンマー政府が殊更警戒して迫害を企図するとは考えられません。

(5) あなたは、2002年11月18日、帰国するために在京ミャンマー大使館に出頭したところ、反政府活動家であることが看破され、旅券の延長を拒否された旨申し立てています。

しかしながら、あなたは、ディペイン事件以降に表立った活動をするようになった旨主張しており、原処分に係る調査において、「2003年10月27日にNLD(LA)JBの正式な黨員になる前に人前で歌を歌うたのはD●●●が秘密裏に開いたイベントの1回だけである」旨述べ、口頭意見陳述・審尋期日においては、「2002年6月2日にNLD(LA)JBメンバーが主催したコンサートに歌手として出演した」旨主張しているところ、あなたの供述等を踏まえても、旅券延長を拒否されたと主張する時点において、本邦での政治活動はほとんど無きに等しいのであって、本国政府があなたを反政府活動家として殊更注視し、旅券の延長を拒否したとは考え難い上、それ以降も、本国の家族が平穩無事に生活しているというのですから、あなたの主張はにわかに信じ難いのです。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。ただし、難民審査参与員のうち1名は、あなたの在留について配慮が必要であると述べています。